

令和5年度 第2回名古屋市人権施策推進会議  
令和5年度 第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

令和5年6月12日（月）

午前9時00分～

東庁舎5階 大会議室

議 題

1 本市主催会議等における差別事象への対応について

2 その他

（スポーツ市民局人権施策推進室 内線2583）

（健康福祉局障害企画課 内線2538）

# 1 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要

## (1) 開催日

令和5年6月3日（土曜日）

## (2) 当日の流れ

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 講演  
講師：名古屋工業大学名誉教授 麓 和善  
タイトル：「名古屋城天守復元の理念・手法・意義」
- 4 名古屋市からの説明  
「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」
- 5 討論会
  - (1) 有識者のコメント及び質問への回答  
愛知産業大学非常勤講師 堀越 哲美  
名古屋工業大学名誉教授 麓 和善  
一般財団法人バリアフリー総合研究所 UDラボ 東海 代表理事  
阿部 一雄
  - (2) 参加者からの意見
- 6 アンケート結果の発表
- 7 市長挨拶
- 8 閉会

## (3) 不適切な発言及び当局の当日の対応

討論会における参加者からの意見において、参加されていた一部市民の方から他の参加者に対して、差別的表現を含む不適切な発言があったが、発言があった時点で制止できず、その後も不適切な発言は控えるよう注意喚起をしなかった。また、発言を受けた方等への謝罪を行わなかった

# なごや人権施策基本方針

（概要版）

～人間性豊かなまち名古屋の実現を目指して～

（令和2年3月策定）

名古屋市 スポーツ市民局 人権施策推進室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2583 FAX 052-972-6453

E-mail : a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

**人権**とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

「なごや人権施策基本方針」は、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げる名古屋市基本構想(昭和52年策定)のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針として策定されたものです。  
(令和2年3月策定)

## 1 基本理念

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

## 2 基本的な視点

### 1 一人ひとりが大切にされるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

### 2 多様性を尊重し支えあうまちづくり

誰もが、お互いの生き方や価値観の違いを認めあい、多様性を尊重し支えあうまちづくりを推進します。

### 3 市民の参画と協働によるまちづくり

一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

## 3 市の基本姿勢

### 1 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

### 2 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、あらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援します。

### 3 総合的な施策の推進

人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって、人権という視点から施策を総合的に推進します。

## 4 推進体制と進行管理

- 「名古屋市人権施策推進会議」を設置し、人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組みます。
- 「人権施策担当課長連絡会議」を設置し、各分野の課題解決や関係施策・事業に関する連絡調整や情報交換を行うとともに、国、愛知県、人権擁護委員会を中心に関係機関との緊密な連携・協力をはかります。
- 分野ごとの個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。また、施策内容については、別途実施計画を策定し、取り組み状況を把握するとともに、外部有識者の意見を踏まえ人権の視点から評価を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。



## 5 共通施策

### 1 人権に関する教育・啓発

#### ～あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進～

市民一人ひとりが、自らの問題として人権尊重についての理解を深め、主体的に考えて行動するためには、人権教育・人権啓発を積極的に推進することが重要です。

また、人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめるため、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていく必要があります。

#### 主な施策

- ・人権教育の推進
- ・人権啓発の推進

### 2 人権に関する研修

#### ～人権尊重の理念がより実践されるために～

本市職員においては、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が求められており、多様な研修機会を継続的に確保することが必要です。

また、企業の社会的責任として、人権に配慮した企業活動が求められており、企業における人権尊重の取り組みの支援が必要です。

#### 主な施策

- ・職員研修等の推進
- ・公正な採用選考
- ・企業研修の支援等

### 3 人権尊重のまちづくり

#### ～誰もが安心して安全な生活を営めるまちをめざして～

多様化している市民のまちづくりに対するニーズへの的確な対応が求められており、ハード面の整備だけではなく、人と人とのふれあいや心の豊かさへの配慮など、ソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

#### 主な施策

- ・都市施設整備におけるバリアフリー化の推進
- ・意識のバリアフリーの推進
- ・情報のバリアフリーの推進
- ・地域で支えあうパートナーシップの推進

### 4 人権に関する相談・支援

#### ～早期解決のための相談・支援を充実～

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害に関する相談内容もさまざまなことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

#### 主な施策

- ・相談・支援



## 6 分野別施策

### 1 女性

～男女共同参画社会の実現に向けて～

依然として性差による不利益な取り扱いが、職場・地域・家庭などで発生しているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害が増加しています。

また、貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国籍など様々な困難を抱える人は、性別ゆえの生きづらさと重なり、より困難な状況に置かれています。女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう取り組みを一層推進する必要があります。

#### 主な施策

- ・男女平等参画の総合的な推進
- ・性別にかかわる人権侵害の解消
- ・男女平等参画推進のための意識変革
- ・方針決定過程への女性の参画
- ・雇用等における男女平等
- ・家庭・地域における男女の自立と平等参画

### 2 子ども

～子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて～

子どもの人権が尊重される社会の実現のためには、市民の一人ひとりが子どもの権利についての正しい理解を深め、子どもの権利を守る文化、社会をつくる必要があります。

いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取などの問題に加え、インターネットの発展やスマートフォンの普及による新たな危険から子どもを守ることも必要となってきています。

特に増加してきているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

#### 主な施策

- ・安心して子どもを生育できる環境づくり
- ・虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護
- ・子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進

### 3 高齢者

～高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて～

高齢化が進み、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確な対応が重要です。

また、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。高齢者が社会の一員として生涯にわたって健やかで生きがいを持って人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

#### 主な施策

- ・健やかでいきいきとした生活の実現
- ・自立して生活するには不安がある方への支援
- ・地域で安心して暮らすための支援体制の充実
- ・安心して暮らすことができる生活の場の確保

### 4 障害者

～障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて～

障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

障害者による自己決定、自己選択を尊重し、住み慣れた地域において自立した生活や社会参加を進めるため、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

#### 主な施策

- ・地域における自立した生活の支援
- ・障害者の就労の支援
- ・重度障害児者への支援
- ・障害者の学習機会および特別支援教育の充実

### 5 同和問題(部落差別)

～同和問題(部落差別)の早期解決に向けて～

依然として残る結婚や就職などの場面における課題、不動産取引に係る土地調査や戸籍・住民票の不正取得による人権侵害のほか、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上で部落差別を助長する書き込みがされるなど新たな問題も生じてきています。

同和問題（部落差別）の解決のためには、市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通じて、正しい理解と認識を深めることが重要です。部落差別のない社会の実現に向けて、啓発、教育、相談体制の充実、関係機関・団体企業等と連携した取り組みなど、総合的視点に立った施策を推進していく必要があります。

#### 主な施策

- ・啓発の推進
- ・教育の充実
- ・相談体制の充実
- ・文化センターの運営
- ・部落差別のない地域づくり
- ・えせ同和行為の排除

### 6 外国人

～多文化共生都市の実現に向けて～

出入国管理及び難民認定法の改正により新たな在留資格が設けられるなど、わが国で暮らす外国人はさらに増加し、その国籍も多様化することが見込まれており、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増しています。

日本人も外国人も必要な情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人等に対する差別や偏見をなくし、人権尊重についての理解を深める人権教育や、多文化共生の意識醸成を図る市民への啓発活動を進め、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが重要です。

#### 主な施策

- ・生活基盤づくり
- ・誰もが参画する地域づくり
- ・多様性を活かす社会づくり
- ・ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み

### 7 さまざまな人権分野

～あらゆる差別や偏見の解消に向けて～

このほかにも、自殺者・自死遺族等、ホームレスの人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者等、性的少数者、刑を終えて出所した人等、アイヌの人々への差別や偏見の問題などがあり、正しい知識の普及と理解の促進を図るとともに、適切な支援を行うことが必要です。また、北朝鮮当局による拉致問題等についても関心と認識を深めていくことが必要です。

#### 主な施策

- ・こころの健康づくりと自殺対策の推進
- ・ホームレス自立支援
- ・感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進
- ・犯罪被害者等への支援
- ・性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援
- ・さまざまな人権課題に対する理解の促進

### 8 人権を取り巻く課題

～社会情勢の変化に対応して～

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトへのひぼう中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となっています。一人ひとりが個人情報の重要性和個人のプライバシーについての認識を深めるとともに、インターネットの適正な利用を心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

また、災害発生時においては、適切な避難行動を促すための情報伝達が重要であるとともに、要配慮者への支援や、人権に配慮した避難所運営など、災害時に顕在化しやすい人権問題への対応が必要となっています。

#### 主な施策

- ・インターネットの適正な利用とプライバシーの保護
- ・地域防災力の向上
- ・避難対策・避難生活支援の推進



# 公 告

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして」を次のように宣言する。

平成10年5月1日

名古屋市長

## 「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして

～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまでも様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆみことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

## なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや

開館時間

午前9時～午後5時

(研修室は午前9時～午後8時)

休館日

毎週月曜日 (休日の場合はその直後の平日)

年末年始 (12月29日～1月3日)

所在地

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ12階

お問合せ

TEL : 052-684-7017

FAX : 052-684-7018



E-mail : a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

U R L : <http://www.jinken.city.nagoya.jp/>

地下鉄 伏見駅 6番出口より 南へ徒歩7分



12階

伏見ライフプラザ12階

令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議  
 令和5年度第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議【議事要旨】

日時：令和5年6月12日(月)

午前9時00分～9時30分

場所：東庁舎5階 大会議室

| 発 言 者     | 意 見 交 換 内 容   |
|-----------|---|
| 杉 野 副 市 長 | <p>本日は急遽お集まりいただきました。報道等でご存じかと思いますが、6月3日に開催された名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、障害のある方に対する差別的発言がなされ、本市職員も適切な対応ができなかった事案について、状況と問題点等を共有させていただきます。今回はたまたま観光文化交流局の主催する会議で起きたことですが、一局の問題ではありません。我々職員は、採用以来さまざまな研修を受け、人権や障害者差別解消について学んできたはずですが、このような事案が起きてしまい、それらに関する意識が職員一人ひとりにどの程度浸透していたのか疑問に感じています。この会議を通じて、今一度人権に関する意識について顧みる機会としたいと思います。</p>   |
| 観光文化交流局長  | <p>(※資料「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要」を説明)</p> <p>本人に対しての謝罪はできていませんが、関係者への連絡を通して、謝罪対応をする予定です。</p> <p>討論会の参加者全員に対して、お詫びの文書を送付しています。</p>   |
| 健康福祉局長    | <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」2頁をご覧ください。障害者差別は何が根拠になり得るか、法的な部分では、3行目に「障害者の権利に関する条約」があります。当然、諸外国においても障害者への対応が課題となっており、条約が採択されました。日本も採択したのですが、国内法が整備されていなかったこともあり、順次、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定を行いました。</p> <p>3項の「障害者差別禁止の基本原則」をご覧ください。条約は「『障害に基づく差別』とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限である」というところから始まります。差別というのは区別することから始まると言われています。自分とは違う、あるいは少数者を区別し、違う存在として言葉や態度などで壁を作るところから差別は始まります。そういう意味で、区別が最初に出てきます。今回の事案でも区別という部分から、始まったものがあると考えています。「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる</p> |



| 発 言 者 | 意 見 交 換 内 容   |
|-------|---|
|       | <p>る分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し」となっており、ここに障害者差別の根本原理が定められているとご理解ください。</p> <p>国内法のことのことが次の段落に出てまいります。障害者基本法第 4 条第 1 項には「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とわりとあっさりと書かれています。また、同法第 2 条第 2 号に「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう」となっています。</p> <p>ここにポイントがありますので、市民向けガイドブック「障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の 5 項「障害のある人にとっての社会的障壁とは」をお開きください。障害のある方には何かしらの身体的なことや心の機能に障害がありますが、それは個人の問題ではなく、社会が障害を作っているという考え方が、世界的な標準に変わっています。例えば、車いすを利用している方は段差があると出歩けないが、段差を解消することによって、社会参加することができる。つまり、障害を作っているのは社会側にあり、その理由を取り除くことが大事であるという考え方です。これを「社会モデル」といいますが、現在の障害者施策の考え方の根本になります。</p> <p>名古屋市においても障害者差別解消推進条例を定めており、社会的障壁に対しての対応を調整したり、解消を目指す条例であり、差別そのものを否定するものは、障害者基本法や憲法の規程ということになります。それぞれの規程の中には、罰則はありません。罰則ということになると、刑法や民法での対応となります。これが全般的な考え方の整理です。</p> <p>今回の事例に戻りますと、差別があったと言われる中において、一人目の方は「車いすの方」という表現を使いました。そのあとに「お前が我慢せい。平等とわがまを一緒にするな」と発言していますので、全体的に障害のある方への差別発言であったのではないかと考えています。二人目の方は差別用語が使われたということで、発言自体が差別発言であったと考えています。</p> <p>健康福祉局職員として入庁しても、すぐに分かるものではありません。例えば、「障害のある人」と「障害を持つ人」の表現はどちらが適切か。障害当事者の方は「私たちは、持つ・持たないという自由さ、意思が働いて障害がある訳ではない」と言われます。したがって、「障害を持つ」というのは不適切で、「障害のある」という状態を表す表現を使っています。私自身も 30 年ほど前に先輩職員か</p> |

| 発 言 者    | 意 見 交 換 内 容   |
|----------|---|
| 杉野副市長    | <p>ら教えてもらいつつ、障害のある方との関わりを通して自分の感覚に落としてきました。当局では様々な冊子を作っておりますが、なかなか分かりづらいため、障害所管部署や障害当事者の方にお尋ねいただくのが、一番間違いがなく、皆さまの理解も深まると思います。なお、障害者手帳については、「持つ」という表現となります。難しいと思われるかもしれませんが、こうした感覚はマニュアルだけではなく、実際に障害当事者の方とお話をしながら、一つ一つ自分の感覚として吸収していくものかと思います。</p> <p>ありがとうございました。私も視覚障害の方から、「障害のある」と「障害を持つ」の違いについて、直接言われたことがあります。相当ショックを受けた記憶があります。それから、よく考えるようになったのは確かです。健康福祉局長に基本的な考えについてはお話しいただきました。障害というと、難しい、闇の中に入っていきような感覚、苦手意識を持たれるかもしれませんが、誰もが理解をしようと考えることが必要です。これを機会に名古屋市職員の方には考えていただきたいと思います。間違えていただきたくないのは、発言の中で、車いすの方と呼びかけること自体が差別意識の始まりがあるという指摘をもらいましたが、会議の運営をするうえで出た発言を正せと言っているわけではないということです。</p> <p>続いて、スポーツ市民局長よろしくお願ひします。</p> |
| スポーツ市民局長 | <p>今回の件の反省すべき点について、観光文化交流局長からも冒頭ありましたが、差別用語は当然ですが、人権への配慮に欠けた発言が行われた時点で発言を制止する、あるいはそれが勢いで言われて制止できなかったとしても、発言後に会場全体へ対して注意喚起ができたのではないかと、また、そういうことができなかつたとしても、会の最後にでも不適切な発言があったこと、それについて対応ができなかつたこと、あるいは聞いている方に不快な思いをさせたことについて、主催者として触れておくべきであったと思います。冒頭で副市長もおっしゃっていましたが、職員は何度も研修等を受けていますので、頭ではこれはまずいと分かっていたと思います。しかし、これが行動に移せなかつたことが、大きな問題であったと思います。</p> <p>ある新聞では、差別問題に関して、差別問題について黙っているというのは、差別をしているのと同じだと書いてあった記憶があります。厳しい見方をするとその通りだと思いますし、これは市全体で真摯に受け止めるべき必要があると思っています。</p> <p>人権は、今回のような障害のある方に対する差別だけではなく、同</p>  |



| 発 言 者       | 意 見 交 換 内 容   |
|-------------|---|
|             | <p>和問題、男女平等参画、性的少数者、外国人など様々な課題がありますが、こういった人権問題に対応するための、人権という大きな括りでの法律というのは、実は無いです。そのため、名古屋市では、なごや人権施策基本方針を策定しているところです。お手元の概要版パンフレットをめくっていただきますと、最初の基本理念というところに、「市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、人権感覚に優れた人間性豊かなまち、なごやの実現を目指す」と書いてあります。健康福祉局長からも差別について色々お話しがありました。人権という大きな捉え方をすると、今回不適切な発言を受けてしまった方にも当然人権がありますが、発言をする方にも人権があり、一方が良くて一方が悪いという単純なものではないと思います。だからこそ、少なくとも我々職員は全員人権感覚を磨くということが必要だと考えております。今後、今回のような事案に対応する具体的な対応マニュアルを作るのは当然だと思いますが、そもそも研修のあり方なども含めて、しっかり検討していく必要があると考えております。</p>  |
| 杉 野 副 市 長   | <p>ありがとうございます。何かご意見ありましたらお聞きしたいと思います。先ほど、健康福祉局長が障害者差別解消推進条例のガイドラインを紹介していただきました。開いていただいて一枚撥ねていただいて4頁目の5と書いてあるところです。「障害を理由とする差別を解消するためには、差別する側とされる側に分かれて、相手を一方的に非難するのではなく、話し合いを通じてお互いを良く理解することが重要です」と書いてあります。今回、対立軸のようになってしまった、拍手もあったということもありましたので、会議としては一旦止めて今日の議題は何であったのかということと、やはり断りを入れて、今の発言についての運営者側の見解というか謝罪があつて然るべきであったかなと思います。議論の焦点はここですので、皆さんこういう事についてお互い話し合ひましょうというメッセージが必要であったかと思います。ただ TPO に応じて発言内容も変わってきますので、マニュアルという言葉もありましたが、全てに当てはまるマニュアルは、私は無いと思います。何が重要か考えていただいて、マニュアルもよく検討していただいて、それぞれの局で消化をしていただくしかないと思います。</p> <p>では、この際何かご意見がありましたら、いかがでしょうか。</p> |
| 緑 政 土 木 局 長 | <p>緑政土木局長です。私どもも市民討論会というのはよくやるので、大変切実な事象だと感じております。先ほどスポーツ市民局長からマニュアルという話がありました。一番気にかかっているのは、市</p>   |

| 発 言 者     | 意 見 交 換 内 容  |
|-----------|--|
|           | <p>の職員の対応要領 6 頁に、「個人的な思想や言論は法の対象外」とありまして、この解釈をどういうふうに考えるかというところで、市の職員みんな悩むと思います。司会進行役は、緑政土木局では通常、担当者になります。担当者がそこまで見切らなくてはいけないということになるので、ぜひそういった、どんな形で表現し、どういった形で伝えるのがいいのか、事例集で結構ですので、後ほど出していただければと思います。</p> <p>最後に観光文化交流局が謝罪文を出されたとのことですので、その文書も各局に展開していただければ、色んな説明をいただいた主旨について（理解が）深まると思います。そういった配慮をいただければ大変ありがたいです。</p> <p>職員がどういう形で対応するかというのは、その場で、瞬間的にやれるかという問題があります。今回の事例で構いませんので、この場合はこのように対応するというのが分かるものや、副市長が言われたように進行上の論点について、正しい見解を示すためにどういった言葉を使うかといったものを、今回の事案の反省点の内容で構いませんので、教えていただければ、今後の事務の参考に大変役立つと思います。</p> |
| 杉 野 副 市 長 | <p>進行する人は進行することで精一杯ということは、皆さん十分分かっていらっしゃると思いますけれども、客観的に見る人はサポートをして、途中でも会議の後でも挽回できるときに挽回してもらわないといけないところなのかもしれません。その点で事例はとても重要ですので、事例、マニュアル、研修のあり方も含めて皆さんにお知らせできるようにお願いをしたいと思います。謝罪については。</p>  |
| 観光文化交流局長  | <p>お詫びの文書につきましては、また共有させていただこうと思います。</p>  |
| 杉 野 副 市 長 | <p>分かりました。他にいかがでしょうか。</p> <p>では、それぞれ今日の時間を振り返っていただきまして、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。</p>   |